その他告示

○国土交通省告示第八百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づき、その旨をあわせて告示する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

第３　起業地

１　土地

⑴　収用の部分　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに大字四浦西字堂迫、字野原、字小平、字中ノ原、字椎葉道及び字横井地内

熊本県球磨郡五木村甲字野々脇、字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字宮目木、字大平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清楽、字二俣、字銅山、字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内

⑵　使用の部分　なし

２　漁業権

⑴　収用の部分

［一級河川球磨川水系川辺川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　まで

⑵　使用の部分

［一級河川球磨川水系川辺川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字鶴地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字椎場道地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川宮目木川（葛の八重谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字状越地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川（逆瀬川谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川板木川（板木谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字椎葉地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字土会平地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川（掛橋谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内　まで

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

熊本県球磨郡相良村及び五木村地内に施行する「一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業」（以下「本件事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であることから、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

また、本件事業は、一級河川球磨川水系川辺川（以下単に「川辺川」という。）に係る工事であり、河川法第９条第１項の規定により、一級河川の管理（河川工事を含む。）は国土交通大臣が行うこととされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。